

令和7年度港湾施設広告掲出募集要領

山口県では、県有資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。

については、県が管理する港湾施設の建物内部に掲出する広告を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告の掲出は、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」及び「港湾施設広告掲出実施要領」に基づいて行います。

2 広告の掲出施設等

掲出施設及び場所（所在地）	広告規格	募集枠数	年間利用者数
柳井港ポートビル待合所壁面 （柳井市柳井134-115）	B1版縦 以内	3枠	110,857人

※県が設置した広告掲出用の額内に、広告を掲出することになります。

※B1版縦とは、縦1030mm×横728mmです。

※年間利用者数は、令和5年港湾統計（乗降人員）によるものです。

3 広告掲出の要件

（1）山口県広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者の広告は掲出できません。

（2）山口県広告掲載基準第4条各号に該当する内容の広告は掲出できません。

※詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

（3）広告掲出に当たっては、別途、港湾施設の使用の許可が必要となります。

4 広告の掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で1か月単位とします。

※広告内容は1か月単位で変更可能です。

5 広告料の募集最低価格（1枠当たり）

月額8,000円を最低価格とします。

※別途、港湾施設使用料として1枠につき年額1,007円が必要となります。（広告の掲出期間が1年に満たない場合は掲出月数に応じて計算します。）

※広告料には、消費税及び地方消費税を含みます。

※広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

6 募集方法等

（1）募集期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水）17時まで

(2) 応募方法

港湾施設内広告掲出申込書（様式1）に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で、柳井土木建築事務所総務課へ郵送又は持参してください。なお、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

(3) 広告主の決定方法

前記「3 広告掲出の要件」に基づき、広告の掲出が適当であると認めた者のうち、申込みの受付順により広告主を決定します。

※広告主を決定したときは、各申込者にその結果を通知します。

(4) 再公募の取扱い

募集期間中の申込枠数が募集枠数に満たない場合は、引き続き募集を継続し、前記「5 広告料の募集最低価格」以上の金額で申込みを行った者について受付順により広告主を決定します。

7 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、港湾施設内広告掲出承認願（様式4）と広告原稿を、県が指定する日までに、柳井土木建築事務所総務課へ提出してください。

※審査後、結果を文書により通知します。

※審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

8 広告料等の納入

広告料及び港湾施設使用料は、県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

9 問い合わせ先

〒742-0031

柳井市南町3丁目9-3

柳井土木建築事務所総務課

TEL 0820-22-0396

FAX 0820-23-4666